昭和35年11月28日第3種郵便物認可

平成29年（2017年）　第2089号

一番星「運送業システム Ver.7」オプション
デジタコ連動システム
«多くのデジタコメーカーと連動可能»
★デジタコから取得した
経費・勤怠・距離情報を連動！
★業務効率の向上はもちろん、
車輌管理・運転手管理の
「見える化」を実現！
㈱システムギアソフテック
TEL：052-205-8851　担当：加藤
全国どこでもご対応させていただきます！！
http://www.next21.co.jp
SystemGear

Japan Trucking Association

広報 とらっく

創刊 昭和28（1953）年2月

7月15日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5
全日本トラック総合会館
☎（03）3354-1029（総務部広報室）
http://www.jta.or.jp
※紙面に関する問い合わせは広報室まで
（会員の購読料は会費に含みます）

新執行部一覧

―― 会長 ――

坂本 克己
大阪運輸倉庫㈱会長

―― 副会長 ――

奈良 幹男
月寒運輸㈱相談役

須藤 弘三
カネフジ運輸㈱会長

嶋田 康子
日の出運輸企業㈱会長

小林 幹愛
五光物流㈱会長

千原 武美
西多摩運送㈱会長

小林 和男
中越運送㈱社長

大須賀 正孝
㈱ハマキョウレックス会長

小幡 銀伸
名古屋東部陸運㈱会長

田中 亨
㈱滋賀ユニック社長

辻 卓史
鴻池運輸㈱会長

小丸 成洋
福山通運㈱社長

粟飯原 一平
東海運㈱社長

眞鍋 博俊
㈱博運社会長

馬渡 雅敏
松浦通運㈱社長

竹津 久雄
日本通運㈱副社長

―― 理事長 ――

桝野 龍二

―― 常務理事 ――

・山崎 薫
・松崎 宏則
・藤原 利雄

坂本会長の新執行部本格スタート

魅力あるトラック運送業界実現へ

第218回常任理事会・第172回理事会合同会議

副会長15人の担務が決定

全日本トラック協会は7月13日、東京都港区新橋の第一ホテル東京で第218回常任理事会・第172回理事会合同会議を開催した。

同会議では、会長指名の副会長5人が選出され、6月29日の第93回通常総会・第171回理事会にて就任した副会長10人と合わせ、坂本克己会長の新執行部が本格スタートする。

なお、会議終了後には坂本会長による記者会見が行われ、坂本会長は「働くドライバーが誇りをもてる、魅力あるトラック運送業界であるため、適正な運賃・料金を収受できる環境醸成にあらゆる角度から取り組み、方向性を示したい」と抱負を語った（詳細2面）。

第218回常任理事会・第172回理事会合同会議（7月13日、第一ホテル東京）

会議の冒頭、まず坂本克己会長があいさつ。福岡県・大分県で発生した九州北部豪雨について触れ、「被災された方々には心よりお見舞い申し上げる。全ト協では、福岡県・大分県の両トラック協会と、国土交通省、また関係自治体とも連携しながら、被災地への緊急物資輸送に精いっぱい取り組んでいる。今後も皆様のご理解をいただきながら、迅速に対応していきたい」と語った（詳細6面）。

また、「輸送の現状は各地域によって異なる。各ブロックの皆様をお訪ねして、生の声をお聞かせいただきながら現状を踏まえた上で、今後トラック運送業界をどのようにより良いものにしていくかしっかりと考えていきたい」と力強く語った。

議事では、①副会長の選定（案）②会員の入退会および代表者の変更（案）――などが審議され、原案通り承認された。

会長指名の副会長については、嶋田康子氏（秋田県トラック協会名誉会長）、小林幹愛氏（茨城県トラック協会会長）、大須賀正孝氏（静岡県トラック協会会長）、田中亨氏（滋賀県トラック協会会長）、馬渡雅敏氏（佐賀県トラック協会会長）を選出。副会長15人体制で、坂本会長を支えていくことになる（新執行部一覧は別掲）。

また、新体制における全ト協副会長の担務は表の通り決定した。

なお、議事に先立ち、国土交通省自動車局の平嶋隆司貨物課長が「トラック業界を取り巻く当面する諸課題等について」をテーマに説示を行った。

会議終了後には、全日本トラック事業政治連盟の夏季懇親パーティが開催され、小幡銀伸新会長（愛知県トラック協会会長）があいさつした。

表　全ト協副会長の担務一覧

全日本トラック協会は副会長の常任委員会等の担務を次の通り決定した。

（敬称略）

常任委員会等	
委員会名	委員長
適正化事業委員会	粟飯原一平
総務委員会	辻　卓史
広報委員会	小林　和男
税制委員会	小幡　銀伸
経営改善・情報化委員会	須藤　弘三
環境対策委員会	眞鍋　博俊
物流政策委員会	馬渡　雅敏
交通対策委員会	千原　武美
労働安全・衛生委員会	奈良　幹男
物流ネットワーク委員会	竹津　久雄
役員選考委員会	小丸　成洋

（公財）貨物自動車運送事業振興センター	
振興センター担当（理事長）	大須賀正孝
TS 等管理運営委員会	眞鍋　博俊

小委員会等	
総務委員会 事業計画検討小委員会	小林　和男
経営改善・情報化委員会 情報化推進小委員会	小林　幹愛

会長付 女性活躍担当	嶋田　康子
会長付 青年経営者育成担当	田中　亨

「働き方改革」に向けた諸対策の実現

大口・多頻度割引最大50%継続を要望

平成30年度税制改正・予算要望スタート

最重点要望事項を説明

坂本会長が細田自民党トラック議連会長へ

全日本トラック協会は、平成30年度税制改正・予算に関する要望内容が固まった（8面参照）ことから、7月10日に坂本克己会長と桝野龍二理事長が、自由民主党トラック輸送振興議員連盟の細田博之会長と赤澤亮正事務局長に対し、要望活動を行った。

坂本会長と桝野理事長は、トラック運送業界を取り巻く厳しい状況を説明した上で、トラック運送業界からの最重点要望事項に関して説明。①働き方改革実現のための諸対策に係る補助・助成の創設・拡充②高速道路料金の大口・多頻度割引最大50％の継続③高速道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現④自動車関係諸税の軽減――について要望した。

全ト協では、これら要望事項の実現に向けて、今後も関係各所への要望活動を積極的に展開する。

「平成30年度税制改正・予算に関する要望書」を提出。左から桝野理事長、坂本会長、細田会長、赤澤事務局長

全ト協提供
広報 とらっく
主な掲載項目と関連リンク
今号に掲載した記事の関連資料と関連HPへは全ト協HPバナーからアクセスできます。
▼全ト協会員専用ページのパスワード▼
7/15～8/14　6318
8/15～9/14　5552

交通事故統計

平成29年5月末
事業用トラック第1当事者死亡事故件数
軽貨物は除く。（ ）内は前年同月比増減数
▶警察庁調べ

事業用貨物自動車の死亡事故件数			全国の死亡事故件数	交通事故死者数（人）	
普通・準中型・中型	大型	計		5月31日現在	7月14日現在
44（−2）	59（−9）	103（−11）	1,375（−127）	1,399（−164）	1,807（−160）

コラムラインナップ

ここまで来た天然ガストラック新時代【海外視察を通じての事例紹介②】／トラック運送事業者のための経営のヒント【中小事業者の現実としたたかさ】…３面／食の新旧街道を行く【魚食文化の道⑨ 紋別発、魚介の「燻製」】…７面

リアルタイム運行管理システム !!
ロジこんぱす
［大画面タッチパネルで簡単操作 !］
改善基準告示のご対応でお困りなら！
簡単操作の運行・労務管理システム
ロジこんぱすがおススメです！
GPS動態管理
日報自動作成
メール送受信

デジタコ初導入にピッタリ !!
ロジたこ
［シンプルデジタルタコグラフ］
国土交通省型式認定取得
本体価格 50,000円（税別）
簡単
小さい
低価格
ご相談下さい
・中古で４トン車を購入した場合
・架装重量の重い車両
運行記録計の取り付けが必要になる可能性がございますので、車検証をご確認下さい。

ロジスティクスソリューションフェア2017
システックは 2017 年 8 月 29 日（火）～ 30 日（水）に開催される、ロジスティクスソリューションフェア２０１７に出展致します。
お時間ございましたら、是非ご来場お願い致します。
8/29 TUE　8/30 WED
お問い合わせ
デジタコ.com
050-3802-2132
受付時間：月～金 9:00 ～ 12:00 /13:00 ～ 18:00
※上記の時間帯以外及び土日 / 祝祭日 / 年末年始 / その他弊社指定日は一次受付のみとなります。

SYSTEC SOLUTION PROVIDER SYSTIC
株式会社 システック
東京本社 営業本部　〒105-0014 東京都港区芝1-10-13 芝日景有楽ビル 9F
鹿児島本社 開発・管理本部　〒892-0848 鹿児島県鹿児島市平之町13-32
大阪支店　〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町2-1-10 T.M.B道修町ビル 3F

UD TRUCKS
Going the Extra Mile
Quon
人を想い、先を駆ける。
一歩先を行く 運転性能
より使いやすく、よりスムーズに。
ドライバーに快適な運転環境を求めて。
進化した電子制御式オートマチックトランスミッション「ESCOT-VI」、
素早く滑らかに応答するディスクブレーキ、そして使い心地を追求したインテリア。
その洗練された運転感覚が、疲労の少ない快適な運転環境を実現。
これが、新型Quonの「一歩先を行く運転性能」です。
比類のない操作性「ESCOT-VI」
正確で迅速なギアチェンジを実現し、燃費のばらつきを抑える「ESCOT-VI」。
微速でのスムースな後退や泥濘地での脱出性にも優れ、素早く滑らかな変速が、
ドライバーへ負担の少ない操作性を提供します。
UDトラックス公式ホームページ udtrucks.co.jpで、新型Quonのすべてをお確かめください。

働くドライバーに誇りを

坂本会長が専門紙誌記者と会見

「適正運賃収受に方向性示す」

坂本 克己会長

国交省・平嶋貨物課長も同席

安全運行の確保にも全力で

全日本トラック協会の坂本克己会長は、7月13日開催の「第218回常任理事会・第172回理事会合同会議」終了後に、6月29日に会長に就任して以来、初めて専門紙誌記者と会見した。

会見の冒頭で坂本会長は「専門紙誌の皆さんと我々業界人は、一言でいうと『運命共同体』。業界がいい時も苦しい時も、我々と専門紙誌の皆さんは同じ」と語り、今後の理解・協力を求めるとともに、会見に同席した国土交通省の平嶋隆司貨物課長を前に、「行政、業界、専門紙誌はトライアングルの位置関係であると私は思っている。立場が違う形でご示唆などをいただくことができれば、そのことがトラック運送業界の発展、働いているドライバーの皆さんの幸せに繋がると感じている」とあいさつした。

引き続き、質疑応答では、記者からの質問に丁寧に回答した。坂本会長が委員として参画している「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」について、記者から「10月からの運送約款の改正での、『運賃・料金の範囲明確化』は非常に画期的な改定だと思う。さらに大きな一歩ということで、運賃本体も今後見直しを求めていくか」との質問に坂本会長は、「今回はっきりと運賃と料金を分離して、一部サービス（無料）化されていた料金というものをしっかり有料化する大きなきっかけになった。併せて運賃本体については、行政とともに各地域、業態によって異なる要望・思いをしっかり把握していきたい。法制化というわけにはいかないが、それに近い拘束性を担保できるようにいかにもっていくか（がポイント）」と語り、「それぞれの業態による違いなどを、アンケートではなく、実際の生の声を行政とともに全国9ブロック協会をまわって聞いていく」と方針を示した。

業界最大の課題である「人材の確保」「長時間労働の抑制」を含めた「働き方改革」について、「業界をどのような方向性へリードするか」という問いに対しては、「生産性向上へは常に取り組んでいく。そこから得られる果実は、どのように配分するかが課題になる。減らす、減ずるという話ばかりをしているが、要は生産性・効率性の高い仕事をいかに仕組んでいくかが『働き方改革』。例えば、貨客混載などもその一環」と述べ、また、「人材の確保」については、「ドライバーが誇りをもって働いていける、魅力ある業界を創っていくということが人材確保に繋がる。しっかりした労働条件を付与するためには、しっかりした運賃・料金を収受できないといけない。それが人材確保の要諦」と語り、「適正運賃・料金収受」の重要性を強調した。

また、「任期中にライフワークとして実現したいことは何か」との質問にも、「働いている人に誇りをもってもらうということ」と即答。「そのために適正運賃・料金を頂戴する。我々はいろいろな角度から、様々な問題点について分析しながら取り組みを行っていくが、今日言ってすぐ明日にできることではないので、方向性だけは作りたいと思っている」と抱負を語った。

さらに、「ドライバーの労働条件改善とともに、安全というものにはものすごくコストがかかる。安全に関してはこれからも国交省のご指示を頂戴して果敢に取り組み、さらに磨きをかけていく」と、安全運行の確保に全力を挙げる姿勢を鮮明にした。

なお、記者会見には、国交省自動車局の平嶋隆司貨物課長、辻卓史全ト協副会長、桝野龍二全ト協理事長が同席した（写真㊤）。

坂本会長（右から2人目）を中心に左から桝野理事長、平嶋貨物課長、辻副会長

〔第68回〕

次の一手

先日、現役中学生のプロ棋士が新記録となる29連勝を達成し、日本中がその話題で盛り上がりました。残念ながら、30連勝は阻まれましたが、それはそれで阻止したプロ棋士にもスポットがあてられ、将棋グッズも飛ぶように売れるなど、これまで将棋にあまりなじみのなかった人々の間にも大きな関心を呼び起こし、今や将棋界は一大ブームともいえる活況を呈しています。

Bさん「うちの息子も急に『将棋を習いたい』と言い出してね。しかたがないから、この前の休みの日に近場にある将棋教室に連れていったよ」

Aさん「いろんなことに関心をもつ子どもだね。確か最初はサッカー、次がテニス、その後がラグビーで、今度は将棋かい」

Bさん「時流に敏感なんだよ。長続きはしないけど」

Aさん「でも、その時の話題に乗っかってやってみるというのも悪くないよ。もしかしたら、隠されていた才能が発見される可能性がないわけでもないし」

Bさん「それはちょっと無理があるな、うちの息子の場合は。ただ、先を読むというクセが身に付けばいいかと思って行かせることにしたよ」

●次の次を読む

Aさん「プロの棋士は、次の一手を打つ前に数百手先を読むというから、信じられないよね」

Bさん「運転中も先を読むけど、せいぜい次の次か、次の次の次くらいだもんね」

Aさん「そのかわり瞬時に読んで、判断し、行動しなければならない。腕を組んで数十キロ先のことまで長考するなんて余裕はないし、その必要もない。次の次くらいまで読んで運転できれば、事故は激減すると思うよ」

Bさん「そりゃそうだ。次の次を読むって、できそうでできていないことも多いからね」

Aさん「例えば、交差点を右折しようとする時、まず対向車がいるかいないかをチェックする。対向車が接近していれば、次の一手は当然停止だ。ただ、対向車が接近していても、少し加速すれば自車のほうが先に行けるという場合がある。ここで判断が2つに分かれる。そのポイントは、対向車より先に右折したその次にくる状況、つまり横断歩行者や自転車との関係だ。ここの読みが抜け落ちると、加速すれば先に行けるという判断が優先してしまう」

Bさん「その結果、事故を起こす危険性が高くなる」

Aさん「そもそも、加速して右折しようとすること自体が間違ってるし、危険な行為であることは言うまでもないことだけど、現実にはそういう車もかなり多い。それは、『次の次を読む』ということを省略していることも原因の1つになっていると思う」

●運転に“待った”なし

Aさん「以前、『リスクの見積もり』の話をしたことがあるけど(平成23年6月1日号)、覚えてるかい」

Bさん「危険をどう見積もるかによって運転が変わってくる、ということだったね」

Aさん「交差点を左折しようとする時、左側の歩道を同一方向に自転車が進行している場面を考えてみよう。このまま左折していけば横断しようとした自転車と衝突すると、危険を高く見積もれば、横断歩道の手前で停止するという行動をとる。一方、自転車は遅いから自車のほうが先に行けるとか、自転車が横断してくるとは限らないと、危険を低く見積もれば、そのまま左折しようとするだろう」

Bさん「つまり、次の一手を判断する時、その場面の危険の見積もり方が重要なポイントになるってことだ」

Aさん「昔、親父が縁側で近所の人と将棋を指していたのを思い出すけど、よく“待った”という声が飛んでたよ」

Bさん「一手戻って指し直す。いわゆる、ヘボ将棋ってやつだな。プロには許されないね」

Aさん「我々にだって許されないよ。事故を起こした後で“待った”と叫んだところで、もう元には戻せない」

Bさん「運転に“待った”なしだね」

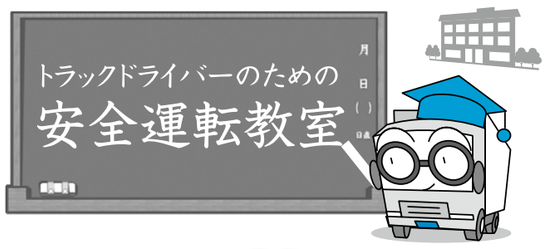

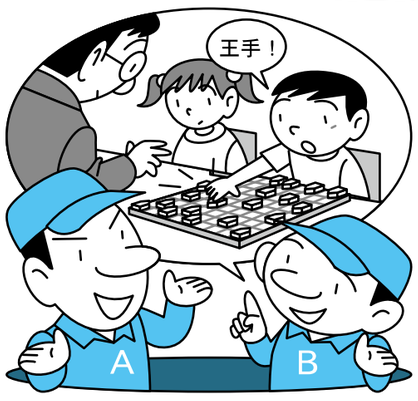

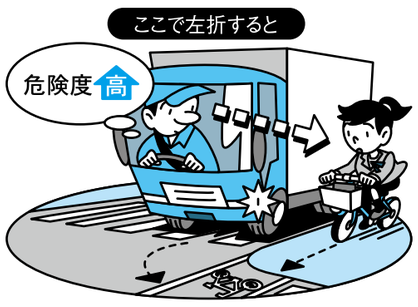

ニュース・ターミナル（トラック協会ニュース）

NEWS 2017.7.1―7.15

荷主団体と協力し輸送効率化の実現へ

第72回鉄鋼部会

7月5日、第72回「鉄鋼部会」（瀬尾君雄部会長）が千葉県千葉市の京成ホテルミラマーレで開催された。

第72回鉄鋼部会（7月5日、京成ホテルミラマーレ）

議事では、①平成28年度事業報告（案）②任期満了に伴う役員の改選③29年度事業計画（案）――などを審議し、いずれも原案通り承認した。

役員の改選については、副部会長だった神谷英一郎氏と、三和運輸機工㈱の中山周二代表取締役社長、共立輸送関東㈱の村上直美顧問が退任し、日鉄住金物流㈱の樋口彰陸運企画管理部担当部長と、JFE物流㈱の藤井正美鉄鋼総括部長、大黒倉庫㈱の安田靖代表取締役社長が新たに副部会長に就任した。

また、29年度事業計画としては、荷主団体である（一社）日本鉄鋼連盟と協力し、鋼材輸送の安全確保や特殊車両通行許可申請手続きの簡素化、許可条件付与の緩和など、輸送効率化に向けての具体的な課題の検討を行うほか、27年3月に国土交通省に提出した「鋼材輸送に係る大型車両の道路通行に関する要望」について、進捗状況を把握することなどが盛り込まれた。

なお、議事終了後には、国土交通省自動車局の平井隆志安全政策課長が「事業用自動車の事故防止施策等について」をテーマに講演した。

表　基準緩和自動車の認定要領の改正内容

①法令遵守体制が徹底していると認められるGマーク認定事業所の事業用自動車については、適切に運行されている場合、基準緩和の有効期間を従来の2年から段階的に延長し、最長で4年とする。

②基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大事故等を惹起した基準緩和自動車については、道路運送車両法に基づく立入検査を速やかに行い、違反内容を確認し、その結果に基づいて認定の一発取消しを含めて厳正な処分を行う等、行政処分の取扱いを明確化する。

③特大車両の先導等を行う誘導車に緑色の点滅灯火の装備を認める基準緩和の認定対象を拡大し、特殊車両通行許可の条件として道路管理者から配置を求められた誘導車を追加する。

ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

NEWS 2017.7.1―7.15

全ト協要望が実現

Gマーク認定事業所の基準緩和有効期間を最長4年に順次延長へ

基準緩和自動車の認定制度見直し

国土交通省はこのほど、基準緩和自動車の認定制度の見直しを図るため、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」を改正するとともに、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」を発出し、7月3日に施行した。

長大または超重量貨物の輸送に供するトレーラ等については、道路や他の交通への影響が大きいことから、車両保安基準の基準値を超える車両の製作については安全・環境上の制限を課している。トラック運送業では、ドライバー不足など、現場の要員確保が深刻な問題となっている一方で、経営環境が厳しいこともあり、管理部門の負担軽減を望む声が高まっていたことから、全日本トラック協会では平成29年3月28日、国交省の藤井直樹自動車局長に対し、「基準緩和認定有効期間の延長に係る要望書」を提出。また、運行に必要な制限を遵守せずに運行し、事故を惹起する等の事例もみられたため、違反運行に対する指導強化を求める声が寄せられていた。

こうしたことを受け、基準緩和自動車の適正使用の推進を図るため、同認定制度の見直しが行われることとなった。

なお、改正の内容としては上表の通りとなっている。

「安全」「コンプライアンス」を柱に施策を推進

第59回海上コンテナ部会

7月6日、第59回「海上コンテナ部会」（藤木幸二部会長）が愛知県名古屋市の名古屋マリオットアソシアホテルで開催された。

第59回海上コンテナ部会（7月6日、名古屋マリオットアソシアホテル）

議事では、①平成28年度事業報告（案）②任期満了に伴う役員の改選③29年度事業計画（案）――などについて審議し、いずれも原案通り承認した。

役員の改選については、日本コンテナ輸送㈱の種田光男常務取締役に代わり、日本高速輸送㈱の菊池秀章取締役京浜支店長が副部会長に就任した。

29年度事業計画では、①安全対策の推進②関係行政機関等との連携強化③コンプライアンス遵守に向けた体制づくりの検討④ドライバーの長時間労働の抑制に向けた活動――など全6項目の施策を推進していくとした。

総会終了後に行われた研修会では、国土交通省自動車局の平井隆志安全政策課長が「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策」について、続いて全日本トラック協会の細野高弘役員待遇調査役が「トラック業界の最近の案件」について、それぞれ講演した。

都道府県ト協

初任運転者特別講習を実施

奈良県トラック協会

奈良県トラック協会（森本万司会長）は、6月17日、18日、25日の計3日間をかけて、平成29年度「第1回初任運転者特別講習」を開催した。

今年3月からの準中型免許の創設に伴い、事業者に義務付けられた初任運転者に対する特別な指導の内容および時間が改正されたことに伴うもので、座学および実車を用いた教育（15時間以上）を、奈良交通自動車教習所を専門的教習機関として実施した。奈良県ト協としては初めての実施。同協会会員企業から10人が受講した。29年度は、このあと2回開催予定。

実際のトラックを用いた講習を行い初任運転者への教育内容強化を図った（6月17日、奈良交通自動車教習所）

講習カリキュラムは、6月17日は午前9時～午後5時まで座学7時間、6月18日は同9時～同4時までの座学6時間で、トラックを用いた運転技能講習が6月25日または7月2日のいずれかの2時間で、合計で15時間。トラックドライバーの心構えや運送事業と関係法令、過労運転防止と緊急時の対応などを学ぶとともに、教習所という開催場所の特性を活かし、座学講習日にもトラックに直接触れる機会を設け、トラックの車高や死角特性を学んだ。運転技能講習では、ジャイロセンサーを使った自動評価システムによる運転チェックを行った。

TS（トラックステーション）情報

食堂の営業時間を一時短縮

矢板トラックステーション

矢板TSは、食堂の営業時間を一時短縮する。休業する日時は次の通り。

▼7月17日(月)・(祝)・24日(月)7時～9時半の間休業

全ト協行事予定（7月15日～7月31日）

▽7月20日
・第9回経営改善・情報化委員会

▽7月25日
・第35回セメント部会

ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

NEWS 2017.7.1―7.15

国交省　車検証の有効期間伸長

福岡・大分の大雨被害で

国土交通省は7月7日、6月30日からの梅雨前線に伴う大雨および台風3号の被害に伴い、福岡県と大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が7月5日から8月4日までの車両について、8月5日まで自動車検査証の有効期間を伸長すると発表した。

福岡県朝倉市、同朝倉郡東峰村、同田川郡添田町、大分県日田市、同中津市の5市町村が対象。

なお、有効期間伸長の適用を受けた自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなる。

車両動態管理システム導入支援補助を実施

公募予算額約38億円

国土交通省は、経済産業省資源エネルギー庁との連携により実施する「トラック輸送における省エネ化推進事業（車両動態管理システムの導入支援による実証）」の公募を開始する。

これは、荷主との連携を要件に、トラック運送事業者の車両動態管理システムの導入に要する経費（設備費）の一部を補助し、当該システムを活用したトラック運送事業者と荷主との共同による、輸送の効率化を実証するために行われる事業。公募予算額は約38億円。

補助率は、クラウド型車載器を導入した場合は経費の2分の1以内、メモリーカード型車載器の場合は3分の1以内。なお、システム導入後には、当該システムを活用した「自己診断データ」を取得し、自己診断（現状分析・提案）を実施した上で、同事業の執行団体であるパシフィックコンサルタンツ㈱に自己評価を報告する必要がある。

申請受付期間は、7月24日(月)～8月7日(月)消印有効（補助申請の合計額が予算額に達した場合は、公募期間内であっても公募は終了する）。公募に関する詳細は、パシフィックコンサルタンツのホームページを参照のこと。

物流拠点と直結も　民間施設にスマートIC

国土交通省は7月7日、高速道路と民間施設を直結するETC専用のスマートインターチェンジ（IC）を整備するためのルールを定め、募集を開始した。

6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」を踏まえ、高速道路と、近傍に位置する大規模な物流拠点や工業団地、商業施設等の民間施設とを直結するICを、民間の発意と負担により整備する制度として、具体的なルールを定めた。

国交省では民間施設管理者、連結道路管理者、地方整備局などからなる協議会を設置し、検討・調整を進める。一般交通も利用可能とする必要があり、既設ICや周辺道路の円滑化、ICアクセス時間の改善、地域活性化などに効果があることなどが求められる。

ICは、進行方向に制限のあるハーフインターや、出入口のいずれかしかないクォーターインターも認め、民間施設名をIC名称とすることが可能となる。

なお、民間企業は、市町村を通じて手続きを行う。

国交省幹部人事を発令

次官に毛利氏、自動車局長に奥田氏

国土交通省は7月7日付で、一連の幹部人事を発令した。

毛利 信二
国土交通事務次官

奥田 哲也
自動車局長

平嶋 隆司
貨物課長

武藤浩国土交通事務次官が辞職し、後任の次官には旧建設省出身の毛利信二氏が就いた。田端浩国土交通審議官は留任し、新たに奈良平博史国際統括官が国土交通審議官に着任した。官房長には、藤田耕三総合政策局長が昇格した。

トラック行政を担当する自動車局長には、奥田哲也鉄道局長が、鉄道局長には藤井直樹自動車局長がそれぞれ異動した。

また、トラック事業を直接担当する貨物課長は、同1日付で前任の加藤進氏が大臣官房付となり、後任には平嶋隆司総合政策局物流政策課長が着任した。

厚労省　過労死認定が依然最多

平成28年度トラック

厚生労働省は6月30日、平成28年度の「過労死等の労災補償状況」をまとめ、発表した。

過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数と支給決定件数を公表しているもの。

脳・心臓疾患に関する事案の請求件数は前年度比30件増の825件で、支給決定件数は同9件増の260件だった。

業種別（中分類）では、請求件数、支給決定件数ともに「道路貨物運送業」が145件、89件で最多となった。

職種別（中分類）では、「自動車運転従事者」が178件、89件と最も多かった。

年齢別では、「50～59歳」が請求件数、支給決定件数ともに最多で、時間外労働時間別の支給決定件数は「80時間以上～100時間未満」が最も多かった。

一方、精神障害に関する事案の請求件数は、前年度比71件増の1586件、支給決定件数は同26件増の498件だった。

業種別（中分類）では、「社会保険・社会福祉・介護事業」が請求件数、支給決定件数ともに最多で、職種別（中分類）では「一般事務従事者」がいずれも最も多かった。

最低賃金引上げに向け中小企業を支援

「業務改善」「キャリアアップ」「人事評価改善」等に対し助成

厚生労働省では、最低賃金および賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援を行っている。

1. 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って事業場内の最低賃金を一定額以上引上げた場合、その費用の一部を助成する制度で、事業場内最低賃金が1000円未満の中小企業・小規模事業者が対象。助成額は、5つのコース（表1）から選ぶことができる。

2. キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成を行う制度。①全ての賃金規定等を2%以上増額改定した場合、②雇用形態別・職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合において、対象労働者数に応じて助成額が決定する。中小企業においては、3%以上増額改定した場合、助成額が加算されるほか、生産性の向上が認められる場合も増額される（表2）。

3. 人事評価改善等助成金

生産性向上に資する人事評価制度と、賃金制度の整備を通じて生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対する助成制度。人事評価制度等の実施状況に応じて、「①制度整備助成（助成額50万円）」、「②目標達成助成（同80万円）」を受けることができる。

各助成金制度の支給要件等に関する詳細は、同省のホームページまたは最寄りの都道府県労働局まで。

表1　業務改善助成金（5つのコース）

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (8)（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 (9)）※生産性要件を満たした場合には3/4（4/5）	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

表2　キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

対象労働者数	全ての有期契約労働者等を対象とした賃金規定等改定		雇用形態・職種別など一部の有期契約労働者等を対象とした賃金規定等改定	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
1人～3人	95,000円<120,000円>	71,250円<90,000円>	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
4人～6人	190,000円<240,000円>	142,500円<180,000円>	95,000円<120,000円>	71,250円<90,000円>
7人～10人	285,000円<360,000円>	190,000円<240,000円>	142,500円<180,000円>	95,000円<120,000円>
11人～100人	313,500円～2,850,000円（28,500円×人数）	209,000円～1,900,000円（19,000円×人数）	156,750円～1,425,000円（14,250円×人数）	104,500円～950,000円（9,500円×人数）
	<396,000円～3,600,000円>（36,000円×人数）	<264,000円～2,400,000円>（24,000円×人数）	<198,000円～1,800,000円>（18,000円×人数）	<132,000円～1,200,000円>（12,000円×人数）

※<>内の数字は生産性要件を満たした場合

ここまで来た天然ガストラック新時代

前回のコラムでは、「ハノーバーIAA国際商用車ショー」の3つのトピックスのうち、①コネクティヴィティ（つながる自動車）を紹介しました。今回は残り2つのトピックスについて紹介します。

第40回『海外視察を通じての事例紹介』

～ハノーバーIAA国際商用車ショーを通じて②～

一般財団法人 環境優良車普及機構 総務・リース管理部　担当部長兼参与　平田　明彦

②運転の自動化（Automated Driving）

目的は「効率的で安全な輸送」です。安全性を高める運転支援システムが高度化すると、運転の自動化の可能性が生まれます。また、緊急時にはブレーキ補助機能で事故を回避、軽減することができます。

デジタル的にコネクトされた大型トラックが車列を組んでフリーウエーを自動運転することになれば、現在、欧州で車間距離は80メートルと規定されていますが、自動運転により車間距離15メートルも可能となり、同じ道路により多くのトラックを走らせることができ、より多くの輸送が可能となります。

さらに、燃費改善や交通安全の向上、運転手のストレス減少にも資すると予想されます。

③代替燃料自動車としての天然ガス自動車（Alternative Powertrain）

電気、ハイブリッドだけでなく、天然ガス（CNG、LNG）のトラック・バスについても、各社とも積極的に展示していました。

特に天然ガス自動車については、従来の軽油に代わる燃料を使用したトラックとして、イベコ等から大型CNGトラックやLNGトラック（写真）が出展されており、ディーゼルと同等の最高出力やトルクを発生するエンジンがみられました。

④IAA展示会を通して

訪問当日は、休日ということもあり、家族連れも多く参加しており、子どもたちが消防車等に試乗する姿が見受けられ、多くの見学者で混雑していました。IAA展示会開催事務局によると、期間中約25万人の見学者が予想されていました。

IAA展示会では、天然ガス自動車や電気自動車のほか「ユーロVI」をクリアーしたディーゼル自動車が多く出展されており、自動車メーカー各社の環境改善への取り組みのほか、近年乗用車で話題になっている運転の自動化についても開発が進められていました。

また、世界的な地球環境改善への取り組みと並行して、ドライバーの安全運転を支援するシステム開発が急速に発展しようとしています。

イベコのLNGトラック㊤とそのLNGタンク㊦

トラック運送事業者のための　経営のヒント

物流ジャーナリスト　森田 富士夫

第190回　中小事業者の現実としたたかさ

ある中小事業者との話である。首都圏の事業者なのだが、双方の都合が合わず社長となかなか会えない。そこで都内に社長が来る機会に、夕方から会うことになった。話もほとんど終わりに近付いた夜8時頃、社長のスマートフォンに取引先の役員から電話が入った。「いま都内某所で食事をしているから、都内にいるのならこれから来ないか」、という電話だ。社長は「伺います」、ということで当方との話は切り上げた。

「つまり勘定を払いに来いという呼び出しか」と聞くと、「それだけならまだ良いがね……」という。飲んでいるところに行って支払いをし、「次に行きましょう」と誘わなければならない。その後、何軒かはしごして、その役員と社長は方角が違うので、タクシー代を渡して帰ってもらうことになる。住まいが都内ではないから高速代も必要だが、それも含めて1万2000円程度で行ける距離で、1万5000円あればお釣りがくる。だが1万円札2枚を渡さないわけにはいかない。

荷主の取引先のその役員は上がりポストで、社内でいま以上のポストに行ける可能性は低いという。本人もそれを自覚していて、事業者に甘えられる間に……、ということのようだ。

一方、都内のある中小事業者との話だ。同社は新規事業を企画していて、プロジェクトチーム（PT）を設けている。社員以外に、外部からはIT関連企業などもメンバーに加わっている。そのPTに「オブザーバーとして参加してくれ」と言われ、会議に出ることになった。本来はそのような話は断っているのだが、「オーナー経営者の自分がこうしたいと言えば、PTのメンバーで反対する者は1人もいない。だから自分に対して『ダメなものはダメ』とブレーキ役になってほしい」という要請だ。「忖度（そんたく）」しない人なので信頼しているとおだてられ、例外的に手伝うことにした。

PTの会議はいつも夕方から開く。ある時、夜7時半で会議が終わった。すると社長は「これから銀座で、取引先の社長以下2、3人の役員たちに合流する」という。そして、「運送屋の社長なんてこんなもんだよ。だって（荷主企業名）の荷物をうちのトラックで運んでも、他の運送会社のトラックが運んでも同じでしょ。何も違いはないですよ。夜の8時過ぎに、社長の自分が合流するのが唯一の差別化です」と苦笑した。とはいえ、相手は上場企業の社長なので、中小事業者が席を同じくできるだけでも大したものだが、それ以上に会議では非論理的な社長の話としては、実に説得性があると妙に感心した。

中小事業者の「したたかさ」も経営の要素である。

労務Q&A　第141回

休業手当を払えば、勤務態度の悪い社員を休職させることが可能か

Q　休業・休職の問題に関してお聞きします。労働基準法では、使用者の責任による休業については「6割の休業手当の支払い」を義務付けていますが、逆にいうと、賃金を6割払えば従業員をいつでも休業させることができるということですか。例えば、勤務態度が悪く周囲と軋轢（あつれき）を起こしがちな社員について、トラブルの程度が就業規則の懲戒規定による出勤停止等に該当するほどではなく、かといって休職規定を持ち出すわけにもいかないような場合、反省をさせる意味を込めて、しばらく休業を命じるということは可能でしょうか。

A　あくまでも就業規則等の根拠が必要であり、業務指導を通じた改善を

【解説】たしかに休業手当については、労働基準法第26条で「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない」と定められているところです。

とはいっても、「逆もまた真なり」とばかりに、手当さえ支払えば従業員をいつでも休業させることが可能か、というとそうはいきません。つまり、同条は、あくまでも休業時の手当支給を使用者に義務付けているのであって、手当を支払えば、従業員を休業させることができるのだ、というようなことまでいっているわけではないからです。

それは、そもそもの前提となる民法第536条第2項の「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は反対給付を受ける権利を失わない」とする規定について、特約により効力を失わせることが可能なため、これをフォローする目的で、労基法第26条により、最低保障として「罰則つきで6割の手当支払いが使用者に課せられた」という同条の趣旨からも明らかでしょう。

また、ご質問にある休業命令あるいは休職命令については、いずれも大した根拠もなしに使用者が勝手に出せるものではなく、「就業規則等によるきちんとした具体的な定めが必要」なことはいうまでもありません。しかも、その事由は労基法に抵触せず、公序良俗にも反しないものでなければいけないので、「単純に勤務態度がよくないからといった程度の理由では、休業・休職命令は出せない」といわなければなりません。

一方、処分を受ける労働者側からすれば、手当が出るにしても、大した理由もないのに休業・休職命令を受け、休みを余儀なくされた、ということになってしまいます。したがって、会社としては本人に対する戒めのためにやったつもりでも、逆に会社に対する不信感を生じさせる結果にもなりかねません。

やはり、このようなやり方は労務管理上、好ましくはありませんから、ここは多少厄介だとしても、日常の業務指導を通じて本人に改善を促していくことが大切ではないでしょうか。勤務態度が悪いといっても、その程度がまだ懲戒規定に該当するほどではない段階だけに、一層業務指導による改善をお勧めする次第です。

「健康職場づくり」事業者訪問

いきいきと働くことのできるトラック運送業界を目指して

「わが社の宝である社員の健康を守る」

コーディネーターと二人三脚で健康づくりに邁進

従業員が健康に働くことのできる職場づくりは、会社の事業を継続させていくための最も重要な取り組みのひとつであるといえます。しかしながら、労働者の健康を巡る状況をみると、近年我が国において過労死等が多発して大きな社会問題になっているなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は、我が国において重要な課題となっています。そこで、本企画では「健康職場づくり」に積極的に取り組んでいる運送事業者の事例などを紹介していきます。今回は、福島県南会津町の株式会社ユミタ運輸（大竹博史代表取締役社長）における取り組みを紹介します。

第3回　株式会社ユミタ運輸（福島県南会津町）

震災以降の人材不足で感じた「人の大切さ」

社員の健康づくり推進を決意

大竹 博史
代表取締役社長

㈱ユミタ運輸は、地元で生産された農作物や、レンズや光ファイバーなどの光学ガラス、また自動車部品などの輸送を手がける運送会社である。関東地方への輸送がメインとなっているが、光学ガラスは九州まで輸送することもあるという。

同社が本社を置く福島県南会津町は山に囲まれており、冬になると大雪に見舞われることが多い。また、同地では以前から過疎化が進みつつあったが、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、人材不足がより顕著になってきたという。

同社は大竹社長の父親によって創業され、東日本大震災当時、大竹社長は専務取締役として同社の経営に携わっていた。大竹社長は震災後の人材不足を契機に、同社で一生懸命働いてくれる「人の大切さ」を痛切に感じたという。

大竹社長は26年に社長に就任し、「社員にとって仕事をしやすい、社員が一丸になって頑張れるような職場にしていくためにはどうすればいいか」を具体的に考えるようになった。そこで考えたのは、「社員の健康づくりを進め、毎日健やかに仕事に励むことができるような職場環境にしていく」ことであった。

当時、同社では健康診断は行っていたものの、「検診結果で改善項目が指摘されてもどこに相談すればいいのか分からない」という社員が少なくなかった。また、「通院すると仕事を休むことになり、収入が減ってしまうから、病院にはできるだけ行きたくない」と考える社員もいた。同社本社のある南会津町田島地区には県立病院などもあり、受診しようと思えば受診できる環境ではあったが、結果として健診を受けても指摘項目が放置されがちになり、本格的に具合が悪くなってから、ようやく病院の門をたたくような状態だった。

そこで、こうした状況を改善すべく、同社では2年前から具体的に社員の健康づくりに取り組んでいくことにしたのである。

健康づくりについて情報発信する場にもなっている「ドライバーミーティング」

ドライバーの疲労蓄積を抑えるために

休憩や睡眠を取りやすい環境に改善

同社では、まず手始めに「休憩や睡眠を励行し、仕事の疲れを残さないようにする」ための取り組みを開始した。

南会津町と東京の間は、直線距離でみると比較的近く感じられる。しかし、南会津町から高速道路を利用しようとすると、国道121号を通って栃木県に出て、国道400号経由で塩原温泉を抜けて東北道西那須野塩原インターチェンジから利用するか、またはそのまま国道121号を南下し、鬼怒川温泉を抜けて日光宇都宮道路に出るという形になる。両ルートとも山間部のため道幅は広くなく、また観光シーズンには渋滞も発生するため、ドライバーの負担が大きくなってしまう。

そのため、同社における健康づくりでは、まずドライバーの疲労蓄積を抑えることで健康を維持していくという手法が採られた。

最初に、社内にシャワー室や仮眠室を設置し、長距離運転の疲れを少しでも癒してもらうようにした。また、荷積みの際の負担軽減という観点から、同社ではロボットスーツ（写真①）を導入している。ロボットスーツを着用して荷積み作業を行うことで、腰痛防止の効果も期待できる。

さらに、同社では本社のほど近くに社宅用の一軒家を購入した。同社の社員の中には、会津若松市や会津美里町から通勤する人もいる。会社までは40キロメートルほど離れており、特に積雪の多い冬場の通勤には苦労を強いられる。そこで、仕事が終わったら社員に少しでも早く休んでもらえるようにと、社宅の購入に踏み切った。

①

なお、社宅用の一軒家に隣接してプレハブ小屋が建てられており、こちらは深夜に帰ってきて仮眠するドライバー用の施設として位置付けている。

1人の社員を進行がんが襲う

闘病を機に「早期発見・治療」への意識高まる

ところで、厚生労働省のデータ※1によると、「現在習慣的に喫煙している男性の割合」は福島県がワースト1位（県内男性喫煙率39・7％、全国平均33・6％）となっている。喫煙とがんは関連性が強く、たばこを吸う人ががんで死亡するリスクは、吸わない人に比べると男性で2倍、女性で1・6倍に高まるという調査結果がある※2。また、がんの他にも、「冠動脈心疾患（狭心症、心筋梗塞など）や脳卒中などといった循環器の病気、肺炎や慢性閉塞性肺疾患など呼吸器の病気の原因にもなるため、健康維持のためには喫煙を控えたほうがいいといえるだろう。

さて、これまで紹介したように、同社では一歩ずつ健康づくりへの取り組みを進めていたが、そうした中、40歳になったばかりのある社員が体調の悪化を訴えた。病院で診察を受けたところ、がんに侵されていたことが分かった。同社員は直ちに入院して手術を受け、その後も月に3回ほど仕事を休んで抗がん剤を投与するなどの措置を続けている。

この社員の闘病が、他の社員にも大きな影響を与えた。この社員がかかったがんは進行がとても速く、「体調が悪いけれども、仕事があるから無理して頑張ろう」と診察を怠っていた場合には、命の危険があったという。早期にがんを発見できたことで適切な処置を受けることができ、一命を取り留めることができたのである。今回の出来事をきっかけに、他の社員にも、「病院に行って悪い箇所を早期発見し、早く処置してもらうことで、結果的に自分の命を守ることができる」という意識が強まったという。

一方、こうした場面に直面したことで、大竹社長は「社員は守らなければならない宝である」と一層強く感じたという。このようなことから、大竹社長はがんの引き金にもなった喫煙のあり方や、喫煙と同じく万病のもとと言われる高血圧対策についても思いを巡らせるようになった。

同社は山間部の福島県南会津町に本社を構える

健康づくりTopics

＜ 厚生労働省 ＞

「受動喫煙防止対策助成金」申請受付中！

受動喫煙は健康に悪影響を及ぼし、心筋梗塞や脳卒中、肺がんなどのリスクが高まります。平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務になっています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策を行う際の費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」の申請を受け付けています。助成額は、喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1（上限200万円）となっています。

詳しくは、厚労省ホームページをご覧ください。

（ロゴ：厚労省 受動喫煙防止ロゴマーク）

DTG7の新機能

デジタコ＋ドラレコ
国内初！
路面&車間距離検知機能を搭載
●横断歩道検知　●車線逸脱　●車間距離検知
※検知機能は、天候・道路状況・運行環境等で正常に機能しない場合があります。

DTG7＋従来システム
運用中の
矢崎従来システムとの互換性
●互換性により無理なく一台からも導入をご検討頂けます

乗務員→運行管理者
危険運転の兆候をリアルタイムに
共有し予防安全を強化
●危険運転を乗務員、事務所（PCまたはモバイル）にお知らせ

動態情報＋運行画像
動態情報と運行画像を合わせた
高度な安全運転評価を実現
●収集データを安全評価　●KYTなどに活用可能

DTG7＋カメラ6台
最大6カメラで、どこでも見える！
●車室内／車室外を問わず、6台のカメラが接続可能

カード＋無線LAN＋LTE
選択可能な3種類のデータ転送方式
●事務所の環境やご要望に応じてお選び頂けます

デジタルタコグラフの導入は、50年以上の実績と信頼の矢崎にお任せください。

《製品ラインナップ》

アナログタコグラフ

一目でわかる「不朽の名作」
ATG21

単機能型／高機能型デジタコ

カードタイプの基本型デジタコ
DTG3／4

多機能通信型

カード不要&ワンタッチクラウド型
DTG5

矢崎エナジーシステム株式会社　http://www.yazaki-group.com/

計装事業部：〒427-8555 静岡県島田市横井1-7-1 ☎(0547)37-2601
東北計装営業部（仙台支店）☎022(284)9113　関東計装営業部（埼玉支店）☎048(654)2188　関東計装営業部（東京支店）☎03(5782)2703
中部計装営業部（名古屋支店）☎052(769)1533　関西計装営業部（大阪支店）☎06(6458)8091　中国計装営業部（広島支店）☎082(568)7803
九州計装営業部（福岡支店）☎092(411)4833　矢崎総業北海道販売（株）☎011(852)2913　矢崎総業四国販売（株）☎087(833)3337
※電話はすべてダイヤルインです。

同社では従来、社員の健康状態を把握するための手段としては年に1、2度の健康診断のみという状態が続いていた。これでは、個人の健康状態の細かな変化を把握することは難しい。そこで、点呼の際にドライバーの血圧と体重を測定し、そのデータを蓄積していくことにした。

ドライバーは点呼の際に、週に1度、同じ曜日の同じ時間に測定を行う。特に、血圧は時間や環境により変動していくため、同じ時間に同じ環境で測定することで血圧の動向を正しくつかむことが可能になる。1か月ごとにデータをチェックし、血圧が上昇傾向にある場合には病院での精密検査を促すほか、体重が増えてきている人には運動を行うなどの生活改善を指示している。

一方、喫煙対策については、受動喫煙防止の観点から、同社敷地内に**喫煙スペース**（**写真②**）を新たに設置。ヘビースモーカーに対する禁煙指導なども視野に、取り組みを加速させている。

※1厚生労働省「平成24年国民健康・栄養調査報告」より。
※2国立がん研究センター「がん情報サービス」サイトより。

②

◇社員の健康意識を高めるミーティング
来年の認証獲得目指し対策を推進

「社員の闘病」という大きな出来事により、社員の健康への意識が格段に高まった同社。今後大切になってくるのは、「健康への意識の高まりをいかに維持していくか」というところになってくる。

同社では、社内に社員6人からなる「安全衛生推進委員会」を立ち上げ、地域産業保健センター（**別掲**）のコーディネーターから助言を受けながら、健康づくりへの取り組みを推進している。

毎月1回行われる「ドライバーミーティング」では、社員の健康づくりについて担当委員が資料を作成し、社員の前で発表を行っている。

例えば、夏のこの時期には「熱中症予防」について取り上げた。熱中症を防ぐために水分補給は欠かせないが、ドライバーの中には、節約のためにスポーツドリンクなどを買わずに、水分補給を我慢してしまう人もいるという。そこで、会社でスポーツドリンクを大量に購入し、ドライバーに配布して適宜水分補給してもらうようにしている。

また、冬になると、インフルエンザ予防対策のほか、同社では道路の除雪作業も手がけていることから、転倒防止などの話題を取り上げる。さらに、春には花粉症対策を紹介。花粉症の状態で乗務すると、運転よりも自分の目や鼻の状態が気になってしまい、注意力が散漫になることで事故に繋がりかねないと、注意喚起を行っている。

ドライバーミーティングでは、コーディネーターが参加し、健康づくりに関する話をしてもらうこともあるという。社員が、自分の健康状態についてコーディネーターに相談することも多く、病院での受診や生活習慣改善のきっかけにもなっている。体に不調を抱える社員は、「どうしたらいいんだろう」と不安に感じることが多い。こうした不安や悩みが大きくなってしまうと仕事が手につかなくなり、その結果、事故を誘発しかねない。コーディネーターに相談することで「具体的にどうすればいいのか」が分かり、そして安心感から心の悩みも解消する。ドライバーミーティングなどの機会を通じて、社内から積極的に情報を発信することで、社員の理解が深まり、適切な処置が施されるようになるのである。

社長から社員に積極的に対話することで社内の雰囲気が良くなった

仕事柄、運動不足になりがちなトラックドライバーに「どう運動の習慣をつけさせるか」ということも、病気を未然に防ぐ意味では非常に重要である。同社では、毎朝ラジオ体操を行うようにしている。大竹社長も朝出勤すると、まずラジオ体操を行うようにしており、いまではラジオ体操は社員の朝の日課となっている。また、地域で行われる**「企業対抗ソフトボール大会」**（**写真③**）などにも積極的に参加するなど、社員の運動の機会を増やしている。

一方、近年はメンタルヘルスケアの重要性が高まっている。仕事を長く続けるためには、体の健康だけではなく「心の健康」も欠かすことはできない。同社では、点呼の際にドライバーの心理状態についてもチェックし、心身ともに健康な状態で乗務させるようにしている。また、大竹社長も社員に対して積極的に語りかけるようにしている。その結果、いまでは社員からいろいろ相談を受ける機会も増えているそうだ。

温かいアットホームな雰囲気の中で日々仕事に取り組むことで、社員同士の信頼感が育まれ、社員の一体感がより強くなる。同社では、健康づくりへの取り組みを進めていくことで、社内の雰囲気も良いものになってきているのである。

③

◇「健康事業所宣言」2年目
社員の健康づくりに一層磨きをかける

同社では、平成28年から全国健康保険協会（協会けんぽ）福島支部による「健康事業所宣言」の取り組みを開始し、初年度は「高血圧対策」に力を入れてきた。2年目となる今年は、「1年目以上にいろいろな取り組みができないか」と検討を行っているという。

最後に、同社における今後の健康づくりへの方向性について、大竹社長に伺った。

「例えば、睡眠時無呼吸症候群（SAS）の受診強化や脳ドック検査の受診など、まだまだやるべきことはたくさんあると思います。これまでの多くの取り組みによって、多くの社員が『うちはいい会社だ』と言ってくれるようになりました。経営者としては、そう思ってくれる社員のことをもっと大事にしたい。そのためには、これからも社員の健康づくりへの取り組みを一層強化していきたいと考えています」（大竹社長）

（取材協力）㈱ユミタ運輸
大竹博史代表取締役社長

株式会社ユミタ運輸

会社所在地	福島県南会津郡南会津町田島字田部原 140-1
資本金	3,000 万円
設　立	平成 4 年 4 月 1 日
従業員数	30 人（うちドライバー 26 人）
車両数	30 台

小規模事業者を対象に訪問指導等を実施
（産業保健総合支援センター地域窓口）
「地域産業保健センター」を活用

社員の健康づくりを行っていくためには、健康診断を受診するのはもちろんのこと、その結果を踏まえた上で、専門家による適切な指導の下に社員一人ひとりが着実に改善を進めていく必要がある。

労働安全衛生法では、一定の規模の事業場には、労働者の健康管理等について専門的な立場から指導・助言を行うための産業医の選任が義務付けられている※3。しかし、運送事業者の多くは中小零細事業者であり、同社のように、この規定を満たさない事業場も少なくない。しかし、労働者数50人未満の小規模事業場であっても、長時間労働者への医師による面接指導が平成20年4月から義務付けられているため、面接指導に関する必要な措置を講ずる必要がある。

同社では、「適切な指導を受けさせ、受診を促すことで、社員の健康への考えを変えたい」との思いから、「健康面・医療面で相談できるところはないか」と探した。その結果、見つけたのが「地域産業保健センター」であった。

地域産業保健センターとは、「産業保健総合支援センター地域窓口」の通称である。（独）労働者健康安全機構によって運営されている施設であり、労働者数50人未満の小規模事業者や、そこで働く社員を対象に、産業保健に関する相談や個別訪問指導、情報提供などの支援を無料で実施している。厚生労働省の労働基準監督署が管轄している区域ごとにおおむね設置されており、福島県内では「会津地域産業保健センター」（会津若松市、喜多方市）をはじめ8か所に設置されている。

同社では、地域産業保健センターに勤務するコーディネーターを紹介してもらい、同社に訪問してもらった上で、健康づくりに関する指導や助言を受けている。また、メンタルヘルス面での対応についても、コーディネーターから相談窓口などを紹介してもらうことで、より適切な対応を取ることができるようになった。

なお、同社では、社員が診察などで病院に行く際には「出勤扱い」としている。これは、「仕事を休むことで収入が減る」と考え、病院に行きたがらない社員への対応策である。社員が安心して病気を治療し、健康を維持することで、社員は長く仕事を続けることができる。そして、それが運送会社の事業継続にも繋がる。社員が地域産業保健センターのコーディネーターや医師などから正しく分かりやすい説明を聞き、そして心おきなく診察を受けることができるようになることで、同社では病気を治療し、安心して仕事を続けることができる環境が整ったのである。

※3常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに1人以上、また常時3000人を超える労働者を使用する事業場においては2人以上の産業医を選任しなければならない。

「産業保健総合支援センター」は労働者健康安全機構ホームページで検索できる

ニュース・ターミナル（トラック協会ニュース）

NEWS 2017.7.1―7.15

全ト協

福岡・大分で8件の緊急物資輸送を実施

関係機関と連携し災害対応進める

緊急支援物資のトラックへの積み込みが進められた（7月8日、福岡県消防学校）

7月6日未明からの、線状降水帯の影響による九州北部地方の豪雨では、福岡県や大分県などで甚大な被害が発生。両県で31人が亡くなった（7月14日現在）ほか、住宅を失うなどして多くの市民が避難生活を余儀なくされている。

全日本トラック協会では7月6日、国土交通省の藤井直樹自動車局長からのプッシュ型輸送への体制整備指示を受け、指定公共機関大手5社に対し、プッシュ型輸送への即応体制整備を要請。関係機関とも連携して、情報収集体制を確保し、休日となった同8日(土)・9日(日)には国交省に対し、緊急物資輸送状況を報告した。

また、全ト協は福岡県トラック協会（眞鍋博俊会長）、大分県トラック協会（青木建会長）に対して、トラック関係事業者に関する被害状況情報の収集、関係自治体からの緊急物資輸送依頼への迅速な対応について要請を実施した。

大分県では日田市役所にブルーシート等が運ばれた（7月7日）

表 平成29年九州北部豪雨における緊急支援物資実施状況

輸送日、件数	輸送品目	輸送先
7/6　福岡県で2件実施	缶入りソフトパン、歯ブラシ、トイレットペーパー等	朝倉体育センター（朝倉市）、甘木体育センター（甘木市）
7/7　大分県で2件実施	緊急セット、ブルーシート	日田市役所（日田市）
7/8　福岡県で2件実施	組み立て式簡易トイレセット、段ボールセット	朝倉光陽高校（避難所）、東峰村小石原庁舎（避難所）
7/10　大分県で1件実施	簡易更衣室	日田市役所他
7/11　大分県で1件実施	簡易ダンボールベッド	日田市中城体育館

九州北部豪雨では大雨によって山から流れ出した倒木が被害を増幅した（福岡県朝倉市）

河川の氾濫によって各地で多くの自動車が押し流された（福岡県朝倉市）

多くの被災者の命を繋ぐ飲料水の輸送にあたる（7月8日、福岡県消防学校）

福岡県・大分県ト協では、7月6日以降、県からの要請により、会員事業者の車両による緊急物資輸送を展開。表の通り、7月14日現在で福岡県では4件、大分県でも4件の緊急物資輸送が行われた。

労災ひとくちメモ

⑪労災を防ぐために「安全活動」に取り組みましょう④

～職場の安全を再点検してみましょう～

安全で安心な職場環境は、そこで働く人にとって大切なだけでなく、顧客に対するサービス向上にも繋がります。そのため、トップと従業員全員が積極的に安全活動に取り組むことが重要です。

社内で「4S活動」「KY活動」「危険の『見える化』」を推進し、労働災害の未然防止に努めていくようにしましょう。

＜職場の安全について、再点検してみましょう＞

	チェック項目	☑
1	職場内で「4S活動」を実施していますか？	□
2	職場内で「KY活動」を実施していますか？	□
3	危険の「見える化」を実施していますか？	□
4	従業員への安全教育・研修は行っていますか？	□
5	朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか？	□
6	事業場のトップが安全パトロールを行っていますか？	□
7	安全推進者を選任していますか？	□

この角を基準に拡大率を220%に設定すると、A4サイズでプリントできます。

ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

NEWS 2017.7.1―7.15

中企庁

被災中小企業等に対策

災害復旧貸付等実施

中小企業庁は7月6日、大雨災害に関して、福岡県朝倉市などの5市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策を行うと発表した。

福岡、大分両県の日本政策金融公庫と商工組合中央金庫、商工会議所などに特別相談窓口を設置したほか、日本政策金融公庫と商工組合中央金庫が運転資金や設備資金を別枠で融資する「災害復旧貸付」を実施する。

また、一般保証とは別枠の限度額で融資額を補償するセーフティネット保証4号を適用する。

さらに日本政策金融公庫と商工組合中央金庫などに対して、既往債務の条件変更など被災企業の実情に応じて対応するよう要請する。

中小企業等の事業承継

今後5年で集中支援

中小企業庁は7月7日、中小企業経営者の高齢化の進展等を踏まえ、今後5年程度を事業承継支援の集中実施期間とする「事業承継5ケ年計画」を策定した。

今後5年間で、30万人以上の経営者が70歳になるにもかかわらず、6割が後継者未定であり、70代の経営者でも事業承継に向けた準備を行っている経営者は半数にとどまる。

このため計画では、地域ごとに、事業承継診断等プッシュ型の支援を行い事業承継ニーズを掘り起こすとともに、資金繰り・採算管理などの早期段階からの経営改善の取り組みを支援し、ビジネスモデル転換など成長への挑戦を支援することなどを盛り込んだ。

後継者マッチングに向けては小規模M&Aマーケットを整備するほか、次期経営者候補については、経営スキルの高い外部人材を活用しやすい環境を整備する。

人手不足対応にヒント

全国でセミナー開催

中小企業庁は7月19日を皮切りに、全国で人手不足対応ガイドラインの普及説明会を開催する。

同庁は今年3月、人手不足を乗り越えるマネジメント、多様な働き手が最大限能力を発揮できる職場づくり、ハード・ソフト両面から生産性向上に取り組んでいる好事例を収集・分析し、人手不足対応の考え方をガイドラインとして整理した。

また、100を超える企業の事例を業種別、経営課題別等に整理して紹介するとともに、人手不足対応に役立つ省庁の施策例も紹介する。

中企庁では、7月19日に関東経済産業局管内のさいたま市でキックオフセミナーを開催し（申込は締切済）、全国で順次セミナーを開催する。

問い合わせは、中小企業庁経営支援部経営支援課（☎03・3501・1763）まで。

「生産性向上支援訓練」

今年度からスタート

高齢・障害・求職者雇用支援機構

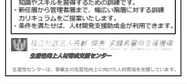

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、今年度から「生産性向上支援訓練」を実施している（写真はリーフレット）。

少子高齢化の進展により本格的な人口減少社会を迎える中、企業が成長・発展するためには、労働者一人ひとりの生産性を向上させることが重要となる。同機構では、生産性向上に向けた企業の人材育成の支援を図るため、同訓練を開始した。

同訓練では、①生産・業務プロセスの改善②労働時間や労働投入量の効率化③売上の向上――をテーマに、企業が抱える課題やニーズに合わせてオーダーメイドで訓練コースを設定している。

なお、同訓練の詳細については、同機構のホームページを参照のこと。

「中小企業組織活動懸賞レポート」作品募集

商工総合研究所

（一財）商工総合研究所では8月1日から、平成29年度「中小企業組織活動懸賞レポート」の応募作品募集を開始する。

これは、中小企業の組織化に対する助成事業の一環として行われるもので、テーマは自由。中小企業の組織活動に携わっている人であれば応募することが可能。賞金として、本賞10点以内を対象に各20万円が贈呈されるほか、特に優れた作品がある場合には特賞として1点30万円が贈呈される。

なお、商工総合研究所では、29年度「中小企業懸賞論文」応募作品の募集も併せて行う。

応募期間は、「レポート」「論文」ともに10月16日(月)まで。応募に関する詳細は、商工総合研究所のホームページを参照のこと。

外来生物について

注意喚起

相次ぐ「ヒアリ」の発見受け

国土交通省は7月12日、全日本トラック協会に対し、外来生物の発見について注意を喚起する文書を発出した。

今年6月9日に兵庫県尼崎市で外来生物「ヒアリ」が確認されて以降、各地で発見事案が続いていることから、万一疑われる事案に接した場合には、速やかに環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室（☎03・3581・3351）や、各地域の地方環境事務所に連絡するよう呼びかけている。

なお、環境省ホームページ内「ヒアリに関する諸情報について」では、ヒアリの特徴や生態、駆除方法、刺された時の対処方法などをまとめた「ストップ・ザ・ヒアリ」（写真）などヒアリに関する情報・資料や地方環境事務所の連絡先などを掲載している。

「CO_2削減対策促進事業」2次公募を受付中

LEVO

（一財）環境優良車普及機構（LEVO）では現在、「平成29年度二酸化炭素（CO_2）排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるCO_2削減対策促進事業）」の2次公募を受け付けている。

補助対象となる事業は、宅配システムの低CO_2化推進事業（オープン型宅配ボックス設置等）、産業車両の高性能電動化促進事業（電動フォークリフト導入等）などで、公募実施期間は8月8日(火)17時まで。

同事業の詳細や応募方法などについては、LEVOホームページを参照のこと。

大型車駐車

ます不足を解消へ

東名、新東名で実施

中日本高速道路は、我が国の経済を支える物流業の運転手等の労働環境改善を図るため、東名高速道路および新東名高速道路の休憩施設で特に深夜帯を中心に顕在化している大型車駐車ます不足の解消に向けた対策を順次実施する。

実施内容は次の通り。

①駐車箇所利用平準化＝フリーフローアンテナ等情報収集設備を活用して、きめ細やかな車種別の満空情報を提供し、駐車箇所の利用平準化を図る（平成30年度より順次運用）。

②長時間駐車の抑制＝長時間駐車の抑制や小型車ますやランプ部への駐車に関する注意喚起等について、広報・啓発キャンペーンを実施（今年度より随時実施）。

③駐車容量の確保＝既存休憩施設を有効活用した改良により、大型車ますを拡充し、大型車駐車容量の拡充を図る（30年度より順次運用）。

また、遊休地となっている旧豊橋本線料金所跡地に駐車場を新設。確実な駐車ますの確保を図るため、駐車場予約システム（図）の導入を検討する（30年度以降、準備が整い次第運用）。

図　予約システムのイメージ

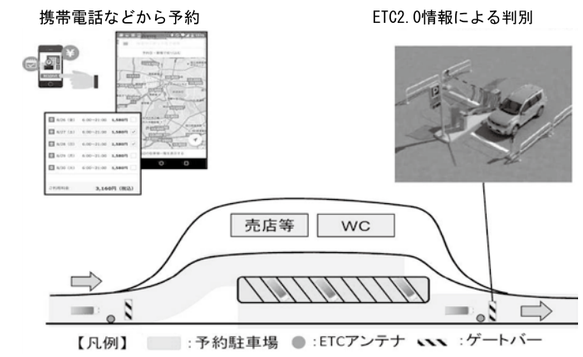

【おことわり】次号は、編集上の都合により8月5日号として発行いたします。　広報室

法令○×クイズ

～輸送安全規則編～

❶ 荷主の都合により、荷待ち等で15分以上待機したときは乗務記録に記録する。（○・×）

❷ 早朝や深夜において点呼執行者が営業所に出勤していない場合は、電話等による点呼が認められている。（○・×）

❸ 運行上やむを得ない事情により対面点呼ができない場合は、電子メールによる点呼でもよい。（○・×）

❹ 営業所に備えられているアルコール検知器が故障して使用できない場合は、点呼執行者の目視による酒気帯びの有無の確認を受ければ乗務することができる。（○・×）

❺ 疾病により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。（○・×）

（解答は7面）

新規許可貨物自動車運送事業者数

（平成29年4月末）

全日本トラック協会調査

運輸局	都道府県	平成29年4月	前年同期比
北海道		25	10
東北	青森	5	2
	岩手	5	1
	宮城	15	8
	秋田	5	3
	山形	2	1
	福島	14	1
	計	46	16
関東	茨城	10	3
	栃木	4	−3
	群馬	4	−5
	埼玉	28	14
	千葉	9	−10
	東京	16	−3
	神奈川	14	3
	山梨	0	−5
	計	85	−6
北陸信越	新潟	2	−2
	長野	3	−1
	富山	0	−2
	石川	3	2
	計	8	−3
中部	福井	1	0
	岐阜	4	−8
	静岡	9	0
	愛知	15	0
	三重	6	1
	計	35	−7
近畿	滋賀	9	3
	京都	10	2
	大阪	26	−7
	兵庫	24	9
	奈良	2	−1
	和歌山	2	−2
	計	73	4
中国	鳥取	0	0
	島根	1	0
	岡山	4	0
	広島	3	−6
	山口	4	2
	計	12	−4
四国	徳島	3	−2
	香川	2	−4
	愛媛	5	1
	高知	3	1
	計	13	−4
九州	福岡	25	16
	佐賀	1	1
	長崎	2	0
	熊本	3	2
	大分	1	−3
	宮崎	5	3
	鹿児島	5	1
	計	42	20
沖縄		2	−2
※		2	2
合計		343	26

※申請者住所が当該運輸局管轄外の都道府県

注1）一般・特積に限る。

注2）各地方運輸局ホームページおよび都道府県トラック協会からの情報により全日本トラック協会が集計。

ほんのヒトコマ

［第2回］ 前川しんすけ

「こっちの人は？」「『バーチャルすいか割り』らしいです」

法令○×（マルバツ）クイズ ～輸送安全規則編～

【解答】６面に問題

❶ ×（安全規則第8条第1項第6号及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第8条乗務等の記録）荷主の都合により、荷待ち等で30分以上待機したときは乗務記録に記録する。平成29年7月1日に施行された。

❷ ×（「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第7条点呼）早朝、深夜等のため点呼執行者が営業所に出勤していない場合については「やむを得ない場合」には該当しないため電話等による点呼は認められず、対面点呼を受けなければならない。

❸ ×（「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第7条点呼）運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で点呼をおこなうことができるが、その場合は運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。

❹ ×（安全規則第7条第4項）酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならず、故障を理由にアルコール検知器による確認を省略することはできない。

❺ ○（安全規則第17条第1号の2）疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定

平成32年までに「死者数235人以下」「事故件数23,100件以下」「飲酒運転ゼロ」

国土交通省

国土交通省は6月30日、2020（平成32）年までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した。

事業用自動車については、平成21年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の関係者と一丸となって事故防止対策に取り組んできたが、28年1月の軽井沢スキーバス事故等の発生や、自動車の先進安全技術の急速な発展など、同プランの見直し時から大きな状況の変化があった。そのため、こうした状況の変化を受けて、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」（委員長＝野尻俊明流通経済大学学長）で新たなプランについて検討を行ってきた。

新プランの概要は右表の通り。

事業用自動車総合安全プラン 2020（計画期間：平成29年～32年）

「第10次交通安全基本計画」の計画期間と合わせるとともに、「事業用自動車総合安全プラン2009」から以下の点を新たに追加し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、ソフト・ハード両面から総力を挙げて事故の削減に取り組む。

【主な追加対策事項】

- ○ 各業態（トラック、バス、タクシー）における目標設定
- ○「利用者」を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築
- ○ 軽井沢スキーバス事故等による安全対策を反映
- ○ 自動運転など交通事故の削減および被害軽減に大きな効果が期待される新技術を安全対策に反映

【目標値】

① 平成32年までに死者数235人
② 平成32年までに事故件数23,100件以下
③ 飲酒運転ゼロ（※）

【トラック】平成32年までに死者数200人以下
【トラック】平成32年までに事故件数12,500件以下
※トラック、バス、タクシー共通

（プラン2009の目標）死者数を平成30年に250人、事故件数を平成30年に3万件、飲酒運転ゼロ
（参考）平成28年事業用自動車交通事故発生状況：死亡者数363人、事故件数33,336件、飲酒運転54件
平成28年事業用トラック交通事故発生状況：死亡者数270人、事故件数14,600件、飲酒運転37件

事業用自動車総合安全プラン 2020 重点施策

1．行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築
- 事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化
- 監査等の実効性の向上による違反行為等の是正および悪質事業者の排除
- 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上　等

2．飲酒運転等悪質な法令違反の根絶
- 飲酒運転・薬物運転根絶のための指導等の実施　等

3．自動運転、ICT技術等新技術の開発・利用・普及の促進
- 自動運転等新たな安全技術の開発・普及の促進　等

4．超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策
- 高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策　等

5．事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応
- モードごとや地域ごとの特徴を捉えた、きめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施
- ドライブレコーダ映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認および研修の実施等指導監督の徹底　等

6．道路交通環境の改善
- 事故発生割合の高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良　等

食の新旧街道を行く
―俯瞰食文化学の視点から―

フードジャーナリスト、食文化研究家
向笠 千恵子

111「魚食文化の道⑨」紋別発、魚介の「燻製」

「238号」と聞いても、首をひねる方が多いだろう。北海道網走市からオホーツク海に沿って北西に進み、宗谷岬を経て稚内市に至る319・6キロメートルの国道だ。

道路の右側にはずっと海が続き、左側は原野と森林。走っているうちに、心がどんどん野生に戻っていくだろう。そんな気分のときは、燻製を食べたくなるものだ。

燻製は食品保存の知恵の一つで、原型は石器時代からあったようだ。やがて、狩猟の獲物をたき火で乾かすと風味が増し、日持ちすることが知られ、さらに塩漬けにしたり、スパイスで味を高める技術も確立された。

現代では、木材チップや燻製液、自動制御付き燻製機まで開発され、現代ではつくるのも食べるのもホビー感覚になっている。ただ、その一方で、本物の火と煙で燻した、原始の森の匂いを放つ燻製へのあこがれも強い。

オホーツク海に面した紋別には、燻製職人・安倍哲郎さんの工房「フューモアール」がある。フランス語で「燻製室」の意味だ。燻製にするのは地元または北の海で揚がる魚介に限る。また、添加物なしを守っている。

仕事は鉈を振るって薪をつくり、燻製室へ運ぶのが始まり。井桁に組んでたき付け、煙が立ち上ってきたら魚介の登場だ。魚介には天然塩、本みりん、甜菜糖、醸造酢などで下味をつけてあるから、それぞれに時間を按配して煙をまとわせてやる。

さて。帆立貝はやわらかいのにみっしりした食感がうれしく、鯖は舌にのせると香ばしさとコクが染み出す。たこは刺身を香ばしく甘じょっぱくしたようで、喉を通るとすぐまた1枚と手が出るおいしさ。また、紅鮭のスモークサーモンには北海のエキスが凝縮している。取り寄せて試食するなら、詰め合わせセットがいいだろう。（つづく）

（むかさ・ちえこ）

安全運行のオアシス トラックステーション

※8面に夏期休業案内を掲載しています。

全国29か所のトラックステーション（TS）は
トラックドライバーの安全運行を支える、
長距離運行に欠かせない
休憩施設です。

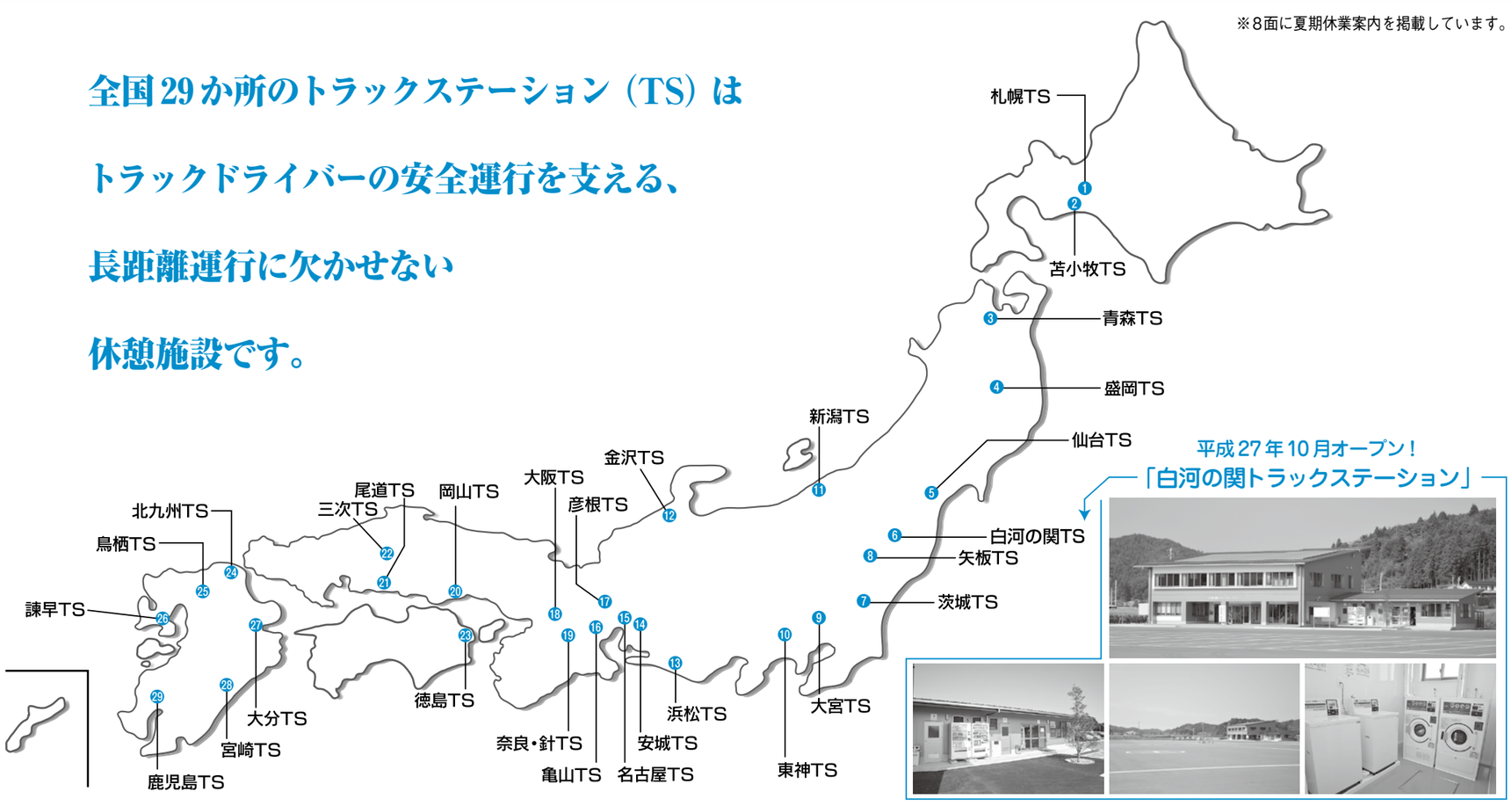

平成27年10月オープン！
「白河の関トラックステーション」

	名称	所在地	電話番号	駐車台数
❶	札　幌	北海道札幌市厚別区厚別東５条 1-1-2	011-897-9101	39
❷	苫小牧	北海道苫小牧市ウトナイ北 11-11-33	0144-55-7491	80
❸	青　森	青森県青森市大字荒川字品川 110-1	017-729-2000 (公社)青森県トラック協会	41
❹	盛　岡	岩手県滝沢市巣子 960-4	019-688-1514	39
❺	仙　台	宮城県仙台市宮城野区苦竹 4-1-15	022-232-9336	39
❻	白河の関	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針 15-1	0248-21-7167	45
❼	茨　城	茨城県小美玉市西郷地字新田 1390	0299-48-3455	30
❽	矢　板	栃木県矢板市乙畑 440-2	0287-48-1919	46
❾	大　宮	埼玉県さいたま市西区三橋 6-699-1	048-623-6815	41
❿	東　神	神奈川県大和市上草柳 588	046-261-1100	95
⓫	新　潟	新潟県新潟市西区山田 196-1	025-233-6961	52
⓬	金　沢	石川県金沢市千木町ル 21-1	076-257-2755	45
⓭	浜　松	静岡県浜松市東区流通元町 2-3	053-421-5311	116
⓮	安　城	愛知県安城市尾崎町大縄 19-1	0566-98-8823	74
⓯	名古屋	愛知県名古屋市港区藤前 3-601	052-303-2188	97
⓰	亀　山	三重県亀山市小野町桜口 586-4	0595-82-3935	82
⓱	彦　根	滋賀県彦根市鳥居本町字むさ満 2337-1	0749-26-0156	53
⓲	大　阪	大阪府寝屋川市木屋元町 20-1	072-832-2362	80
⓳	奈良・針	奈良県奈良市針町 487-1	0743-82-0622	60
⓴	岡　山	岡山県岡山市中区倉富 285-19	086-277-4055	53
㉑	尾　道	広島県尾道市高須町字才ケ久保 1193-3	0848-46-1882	37
㉒	三　次	広島県三次市西酒屋町船所 1468	0824-63-0025	30
㉓	徳　島	徳島県鳴門市大麻町姫田字先達 13-1	088-683-0260	30
㉔	北九州	福岡県北九州市小倉北区東港 1-3	093-581-5031	63
㉕	鳥　栖	佐賀県鳥栖市永吉町字来帰り 617-1	0942-83-7035	47
㉖	諫　早	長崎県諫早市貝津町 1051-12	0957-26-8228	45
㉗	大　分	大分県大分市大字上戸次字宇土ノロ 6045-2	097-597-6233	43
㉘	宮　崎	宮崎県児湯郡新富町大字三納代字畑中 1765-1	0983-33-0880	18
㉙	鹿児島	鹿児島県鹿児島市西別府町 2941-19（流通業務団地内）	099-281-5960	50

※駐車台数は大型車とトレーラの台数の合計。なお、諫早TSは5台の中型車を含む。

各施設の運営時間・概要・周辺地図は
公益社団法人 全日本トラック協会 のHPに掲載
携帯でもご覧いただけます

平成30年度税制改正・予算要望（要旨）

1面に関連

◆税制改正関連要望項目◆

1．自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
(1)一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率廃止
(2)自動車税の引下げ
(3)自動車税における営自格差見直し反対
(4)自動車重量税の道路特定財源化

2．特例措置の延長・拡充
(1)ASV（先進安全自動車）特例措置の延長・拡充
(2)自動車取得税における免税制度（取得価格50万円以下）の延長
(3)雇用促進税制の延長
(4)所得拡大促進税制の延長
(5)少額資産即時償却の延長
(6)物流総合効率化法に基づく特例措置の延長

3．トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用

4.予備自衛官等招集準備金制度（仮称）の創設

◆予算関連要望項目◆

1．高速道路料金の更なる引下げ
(1)大口・多頻度割引最大50％の継続
(2)長距離逓減制の割引の拡充
(3)営業車用料金体系等の創設
(4)深夜割引の拡充
(5)コーポレートカード利用の平日朝夕割引における大口・多頻度割引への適用
(6)本四高速における割引制度の拡充
(7)道路事情を勘案した料金の設定

2．ETC2.0によるサービス及び料金割引等の拡充

3．高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの活用及び整備・拡充

4．高速道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現
(1)安全対策の推進
(2)渋滞対策の推進
(3)ダブル連結トラックの導入推進、自動運転、隊列走行等の技術開発の促進
(4)スマートIC事業の活用及びSA・PA等を活用した中継輸送の実施

5．下関北九州道路の早期実現

6．環境対策及び省エネ対策のための補助
(1)石油石炭税の「地球温暖化対策のための課税の特例」に係る補助の継続
(2)天然ガストラックの普及に係る補助
①天然ガス供給施設の設置に対する補助の創設
②天然ガストラックに対する補助の継続

7．交通安全対策のための補助
(1)ASV（先進安全自動車）関連機器の導入に対する補助の拡充
(2)運行記録計、ドライブレコーダ等運行管理支援機器の導入に対する補助の継続及び増額

8．働き方改革実現のための諸対策に係る補助・助成の創設・拡充

9．フェリー等利用に対する補助・助成制度の創設

トラックステーション（TS）夏期休業案内

（平成29年7月14日現在）

TS名	運行情報センター	福祉施設	
札　幌	平常通り運営	食　堂	平常通り営業
苫小牧	平常通り運営	食　堂	平常通り営業
青　森	8月10日（木）17:15～8月14日（月）8:30		
盛　岡	8月12日（土）15:00～8月16日（水）8:00	食　堂	8月12日（土）15:00～8月16日（水）8:00
仙　台	8月10日（木）17:00～8月17日（木）9:00	食　堂 シャワー	8月10日（木）18:30～8月17日（木）8:00 8月10日（木）16:30～8月17日（木）9:00
白河の関	8月10日（木）17:30～8月17日（木）8:30	コインシャワー ランドリー・休憩室	8月10日（木）17:00～8月17日（木）9:00
茨　城	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00		平常通り営業
矢　板	8月10日（木）17:00～8月17日（木）9:00		8月10日（木）22:00～8月17日（木）11:00
大　宮	8月12日（土）20:00～8月19日（土）8:00		平常通り営業
東　神	平常通り運営		
新　潟	8月10日（木）19:00～8月17日（木）8:00	シャワー	8月10日（木）18:30～8月17日（木）8:00
金　沢	8月10日（木）17:00～8月17日（木）9:00		平常通り営業（24時間）
浜　松	8月12日（土）17:00～8月16日（水）9:00	食堂・売店 浴室・宿泊・仮眠	8月12日（土）14:00～8月16日（水）6:00 8月12日（土）10:00～8月16日（水）12:00
安　城	8月10日（木）17:00～8月21日（月）9:00		平常通り営業
名古屋	8月10日（木）8:00～8月17日（木）8:00	食　堂 宿　泊 入　浴	8月10日（木）14:00～8月17日（木）7:00 8月10日（木）10:00～8月17日（木）10:00 8月10日（木）9:00～8月17日（木）10:00
亀　山	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00	食　堂 宿泊・浴室 売　店	8月12日（土）14:00～8月16日（水）7:00 8月12日（土）17:00～8月16日（水）10:00 8月12日（土）17:00～8月16日（水）7:00
彦　根	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00	食堂・宿泊・浴室	8月10日（木）21:00～8月16日（水）8:00
大　阪	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00		平常通り営業（24時間）
奈良・針	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00	浴　室	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00
岡　山	8月10日（木）17:00～8月17日（木）8:00	食　堂 その他施設	8月10日（木）19:00～8月16日（水）8:00 8月10日（木）17:00～8月17日（木）8:00
尾　道	8月10日（木）17:00～8月16日（水）8:00	シャワー・トイレ・洗濯機 コンビニエンスストア	8月10日（木）17:00～8月16日（水）8:00 平常通り営業（24時間）
三　次	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00	食　堂 浴　室	8月10日（木）16:00～8月16日（水）11:00 8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00
徳　島	8月10日（木）17:00～8月17日（木）9:00	食　堂 シャワー・ランドリー・休憩室	8月10日（木）20:00～8月17日（木）11:00 8月10日（木）20:00～8月17日（木）9:00
北九州	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00	シャワー・ランドリー	平常通り営業（24時間）
鳥　栖	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00	食堂・浴室	◎短縮営業 8月11日（金）～15日（火）10:00～21:00
諫　早	8月12日（土）20:00～8月16日（水）10:00	食　堂 浴　室 宿　泊	8月12日（土）14:30～8月16日（水）10:00 8月12日（土）20:00～8月16日（水）10:00 8月12日（土）10:00～8月16日（水）15:00
大　分	8月11日（金）18:00～8月16日（水）8:00		8月11日（金）18:00～8月16日（水）8:00
宮　崎	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00	休憩室・シャワー	8月10日（木）17:00～8月16日（水）9:00
鹿児島	8月10日（木）17:30～8月16日（水）8:30	コインシャワー	8月10日（木）17:30～8月16日（水）8:30

詳細は、直接各運行情報センター等へお問い合わせください。

TS名	給油所
青　森	8月12日（土）19:00　～　8月14日（月）8:00
大　宮	平常通り営業
新　潟	◎短縮営業 8月12日（土）・14日（月）7:00～19:00
金　沢	◎短縮営業 8月14日（月）～16日（水）8:00～19:00
岡　山	8月12日（土）18:00　～　8月14日（月）8:00 8月11日（金）・14日（月）・15日（火）は18時まで営業

TS名	給油所
尾　道	平常通り営業
三　次	8月12日（土）20:00　～　8月17日（木）7:00
北九州	平常通り営業
大　分	休業中

（公財）貨物自動車運送事業振興センター

こちら広報室　四季々折々 119

2017・7・15

▼上野駅で山手線に乗り換えるため、上りエスカレーターのステップに乗り、目を閉じていた時、上の段から「キャー！」と悲鳴が！　見ると人が崩れるように下に倒れてきました。幸にして怪我はなく安堵しましたが、倒れた本人は意識を失ったとのことでした。病気か疲労か確かなことは分かりませんが、いつどこで災難が降りかかるかわかりません。考えただけでぞっとします。▼さしずめ「神秘の力を持つ」といわれるタロットカードなら、78枚中22枚を占める「大アルカナ」の1枚で、災難・転落を指す「塔」でしょう。寓意画の中の塔が落雷に打たれ、人が落ちるあの有名な絵です。人間の考えや思いにより、希望・吉兆を指す大アルカナの1枚「星」に移行させたいものです。▼よく不吉な前兆には、自然界の前触れと言うべき現象が起こります。有名なのは、危険回避能力や電磁波を捉える能力が人間を上回るとされる、カラスの行動です。数十羽のカラスが「円を描いて飛んでいた」や「夜中に大声で鳴いていた」などです。予知能力があれば、不可抗力に対して未然に頭脳が回避行動を命じるのでしょう。▼そう言えば、チャネリング（霊界交信）を体得している女性に、知人の紹介で一度会ったことがあります。霊界にいる高い位の人と交信する現世の選ばれた人ですが、私はその人の発言に我を忘れました。私が望んだ交信相手は、大学准教授で、帰宅途中に過度の疲労のため、新宿のビジネスホテルに宿泊して、翌日心不全で急逝した友人です。59歳の働き盛りで本当に無念だったと思います。▼知人は、私に何かを告げたかったのか、死の直前に何度も私の携帯に電話をしてきました。私は、多忙を理由に直ぐに会うことをためらいました。結局、友人は帰らぬ人に。チャネリングの女性は、要約すると私に「彼があなたを未知の世界に呼んでいる」との発言をしたのです。彼とは埼玉の大宮で会い、一献傾けながらよく議論をしたものです。含蓄ある彼の言葉は、私の心の琴線に触れ、本当に得難い人物でした。女性が話した詳細には触れませんが、その内容が本当なのか否か判断に迷うところです。▼まるで、1988（昭和63）年に松竹映画が製作した『異人たちとの夏』のようです。主演の風間杜夫扮する人気シナリオライターが、異次元の世界に迷い込み、幼少時に交通事故死した両親と浅草で再会。奇妙な隣人女性（故人）とも絡み、忘れかけていた自分を取り戻すのですが、両親と会うたびに生気を失っていくというストーリーで、最後は両親から別れを告げられます。異人たち（幽霊たち）との短い夏の走馬燈のような出来事です。私的には以前、九州の有名な古戦場を訪れ、近くの旅館に宿泊した際に遭遇したあの世の人達との強い霊気（体験）が再び甦るかのようです。▼夏本番を前に、すでに猛暑日が続き、寝苦しい日々となっています。現世から離れ、訪れたことのない未知の世界と接するチャンスがあれば、ぜひそちらのドアを開けてみたいと思う、今日この頃です！

（山崎薫）

簡易走行型トラックスケール

時速20kmの、爽快。
Yamato
Always the best way to weigh

■大和製衡の簡易走行型トラックスケールは時速20kmでノンストップ高精度計量を実現。
■基礎工事費用が格安。
■過積載、軸重違反の防止に役立ちます。

お問い合わせは大和製衡（株）産機営業課
TEL 078-918-5555　http://www.yamato-scale.co.jp/

チームスマートレコーダー T2 モデル
トラック協会助成対象品※　DC12V/DC24V 対応
※申請等については、所属の各都道府県トラック協会にお問い合せください。

安心のお声掛け機能 未然に事故を抑止
操作簡単 ONE ボタン
Micro SD 標準16GB 長時間録画
GPS 機能搭載
TSR-T2　■T2/16GB 直電タイプ 希望小売価格 ¥27,000（税別）　※取付工賃は別途必要です。
商品コード：592803
製品に関するお問い合わせは　株式会社ジェット イノウエ
0120-596-332
受付時間：月～金（祝祭日除く）9：00～16：30
JET INOUE Official website　ジェットイノウエ　検索
http://www.jet-inoue.co.jp/

7インチモニター / バックカメラセット
DC12V/DC24V 対応　全日本トラック協会助成対象品

「視野角最大 160°」「バードビュー」のような広範囲映像で後方確認
赤外線内蔵 !!　防塵＆防水カメラ
内蔵マイクで後方の「音」をスピーカーからお知らせ !!
GX-001　■鏡像 / 有線モデル 希望小売価格 ¥80,000（税別）　※取付工賃は別途必要です。
商品コード：592831

掲示用

飲酒運転の根絶に向けて

全ト協「飲酒運転防止対策マニュアル」活用を

「飲酒運転防止対策マニュアル」は全ト協ホームページよりダウンロード可能
全ト協ホームページ ＞ 会員の皆様へ ＞ 安全対策 ＞ 交通安全対策推進に係る啓発資料一覧

図6　点呼の実施とアルコール検知器の使用

（出典：全日本トラック協会「飲酒運転防止対策マニュアル」）

点呼執行体制の強化

- 運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- 点呼執行場所の照明等の環境の改善

↓

乗務開始前の点呼

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

- 対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

↓

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の３に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わない。

↓

乗務終了後の点呼

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

↓

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる。

「アルコール検知器、正しい使い方してますか？」

事業用トラックにおける飲酒事故件数は、平成24年までは減少傾向にあったものの、近年再び増加しています。飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為であり、万一ドライバーが飲酒運転をし、事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった運送事業者は、事業停止や自動車使用禁止等の厳しい処分を受けるばかりでなく、社会的信頼性も失墜して経営に重大な影響を及ぼします。飲酒運転を防止するためには、点呼時のアルコールチェックの徹底が欠かせません。このため、事業者においては、全日本トラック協会が策定している「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用するとともに、点呼におけるアルコールチェックを励行し、アルコール検知器の正しい運用を心がけてください。ここでは、飲酒事故の実態を分析するとともに、アルコール検知器の正しい使い方について紹介していきます。

1　事業用トラックにおける近年の飲酒事故件数分析

事業用トラックにおける飲酒事故件数（図1）は、平成24年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しており、28年には37件（前年比＋4件）の事故が発生。

26年から28年に発生した、事業用トラックが第1当事者となる飲酒事故（100件）を分析したところ、都道府県ごと（車籍別）の飲酒事故件数をみると、大阪府と福岡県が8件と最も多く、次いで兵庫県の7件、東京都、千葉県、静岡県の各6件となっています（図5）。

ドライバーの年齢別では40代以上が大きな割合を占める（図2）ほか、免許取得後10年以上経過したベテランドライバーが占める割合が多くなっています（図3）。また、事故が発生した時間帯をみると、「16～20時」「20～24時」という夕方から夜間にかけて発生件数がやや多くなっているものの、全ての時間帯で飲酒事故が発生しています（図4）。

飲酒による事故が発生すると、ドライバーには懲役などの厳しい罰則が科せられ、その結果、解雇や失業、さらには生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。また、運送事業者に与える影響も非常に大きく、社会的信頼性の失墜によって経営破たんに繋がるケースもみられます。

ドライバーの「1杯ぐらいなら大丈夫だろう」というちょっとした気の緩みが、深刻な事態を引き起こしかねない飲酒運転。「飲酒運転根絶」は、運送事業に携わる者全ての責務であるといえます。

2　アルコール検知器を正しく使って飲酒運転を未然に防ぐ

運送事業者は、乗務開始前・乗務終了後の点呼時にはアルコール検知器を使用し（図6）、ドライバーの酒気帯びの有無の確認を行う必要があります。

図7を参考にアルコール検知器を正しく使用し、飲酒運転を防止しましょう。

図1　事業用トラック飲酒事故件数

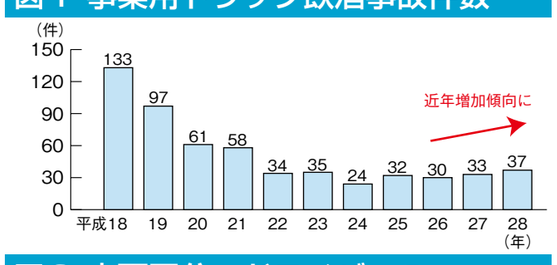

図2　車両区分・ドライバーの年齢層別飲酒事故件数（平成26～28年計）

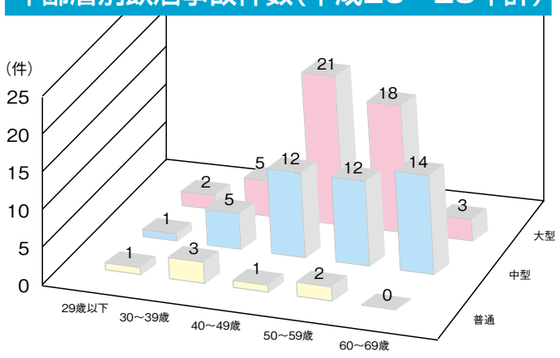

図3　車両区分・ドライバーの免許経過年数別飲酒事故件数（平成26～28年計）

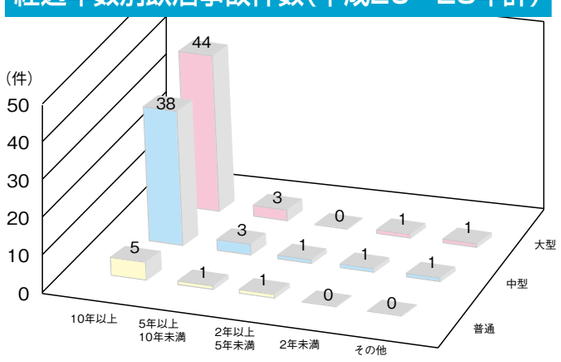

図4　車両区分・事故発生時間帯別飲酒事故件数（平成26～28年計）

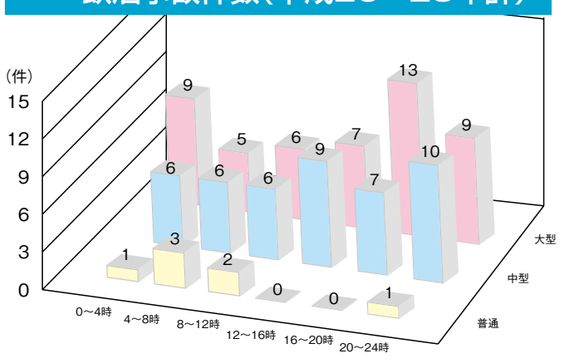

図5　車籍地別飲酒事故件数

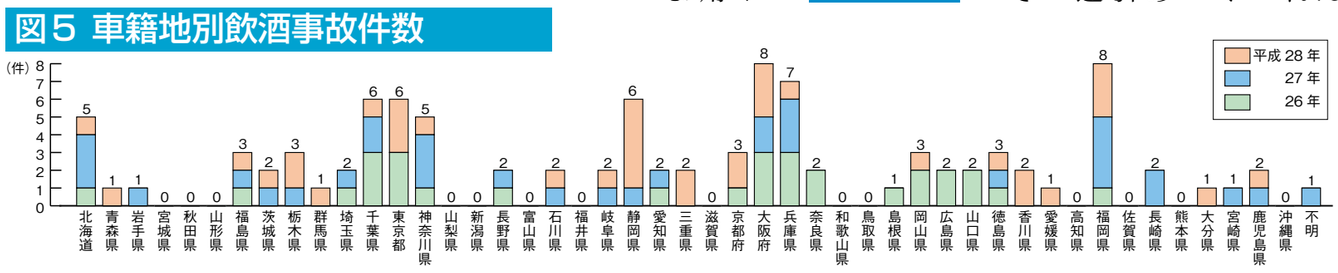

図7　「アルコール検知器の正しい使い方」

正しい運用

点呼時に酒気帯びの有無を確認する際には、営業所ごとに備えられたアルコール検知器を必ず使う必要があります。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第七条　旅客自動車運送事業運輸規則　第二十四条）

正しい日常点検

～常時有効性保持の義務化にともなう点検項目を実施～

（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第二十条　旅客自動車運送事業運輸規則　第四十八条）

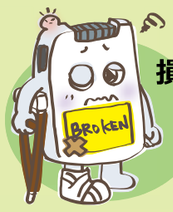

損傷がないこと

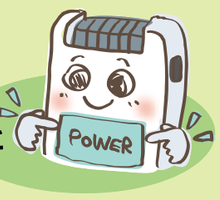

電源が入ること

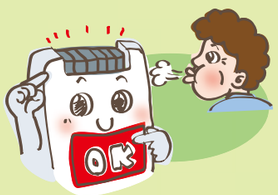

正常呼気で反応が出ないこと

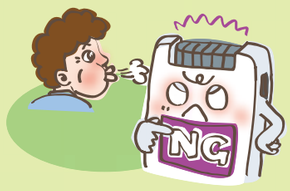

アルコール成分を含んだ呼気等に反応があること

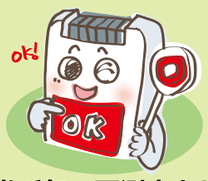

正常呼気で再測定をして反応が出ないこと

これらの確認、実施記録を保管することを推奨します

出典：アルコール検知器協議会

正しい測定

～測定・使用の際の注意事項・販売ガイドライン～

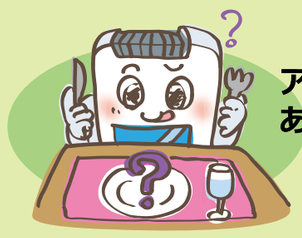

アルコール検知器に反応がありえる飲食物等をあらかじめ測定者に伝えておきましょう。

飲酒以外でのアルコール反応があった場合の対処法を事前に伝えておきましょう。

アルコール検知器ごとに定められた測定、保管環境を守ってください。

正しい定期メンテナンス

アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、半永久的に使用できるものではありません。

検知器ごとに定められた使用回数、期限を守ってください。また、精度維持のための修理、メンテナンス、校正、交換は必ずおこなってください。